



さくら市市章 デザインマニュアル

SAKURA-CITY MUNICIPAL EMBLEM DESIGN MANUAL



■市章の使用について

このデザインマニュアルは、様々なものに使用していただくための手引きであり、その表現方法や注意事項をまとめたものです。使用の際の注意事項は、さくら市のイメージ展開に統一性を持たせ、効果を上げるためにも基本となるものですので、このデザインマニュアルに沿って正しく使用してください。なお、市章の使用は届出・申請等は不要ですが、次の場合はその使用を制限する場合があります。

- さくら市の信用や品位を損なうおそれがあると認められる場合
- 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用する場合
- その他、著しく不適当と認められる場合

■市章の取り扱い

権利の帰属

市章の一切の権利は、さくら市に帰属します。市章は、さくら市を象徴するものとして、条例等により表示が定められているものや公式行事、表彰状などについて幅広く使用します。また、視覚的なコミュニケーションマークとして市内外に対し、さくら市のイメージを発信するものであり、さくら市の各種印刷物、記念品、イベントなどでも使用します。

市章の使用に際しては、原則的にデジタルデータを使用し、イメージを損なわないよう、正しい配置、指定のカラーで表示してください。

■さくら市の市章募集要領

■第1、募集の目的

氏家町と喜連川町の合併による市制施行に当たり、合併に関する住民の関心を高め、合併の取り組みに対して住民参加を促進するとともに、さくら市のイメージにふさわしい「市章」を制定することを目的とする。

■第2、募集する市章

- (1) さくら市の名称及び基本理念にふさわしいデザインの市章とする。
- (2) さくら市の市旗、バッジ、封筒等にも使用できるデザインとする。

■第3、募集方法

- (1) 応募資格
応募資格は問わない。
- (2) 作成方法
 - ①専用の応募用紙(別紙、さくら市「市章」デザイン応募用紙)、ホームページからダウンロードした用紙(A4版白色用紙に印刷)、A4版白色用紙(縦横15センチメートルの枠を書いたものを縦長で使用)用いること。
 - ②デザイン部分が折れ曲がらないように配慮すること。
 - ③用紙1枚につき1作品とする。
- (3) 応募方法
応募は次のいずれかの方法とし、複数応募も可能とする。
 - ①郵送
 - ②持参(氏家町・喜連川町合併協議会事務局、氏家町及び喜連川町の企画課)
- (4) 応募期間
平成16年2月15日から平成16年3月31日までとする。 郵送の場合は、締めきり当日消印分まで有効とする。
- (5) 問い合わせ先
〒329-1311 氏家町大字氏家1317 鬼怒川河川公園管理棟内
氏家町・喜連川町合併協議会事務局
TEL:028-681-8033 FAX:028-681-2081 E-mail:post@gappei-uk.jp
- (6) 記載内容
次の記載がない応募作品は、無効となる場合がある。
 - ①市章のデザイン
 - ②デザインの趣旨
 - ③住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号
- (7) 応募市章の制限
応募の市章については、次に掲げるものは候補として採用しない。
 - ①現在の氏家町及び喜連川町の町章
 - ②全国の既存の市町村章及び他商標等と類似するデザイン
 - ③自作でなく、または既に発表した作品
 - ④用紙の色が白以外のもの及び白色を含め4色以上の作品
 - ⑤モノクロ(白黒)での使用が難しい作品
 - ⑥グラデーション(ぼかし、濃淡の段階的な変化)が含まれている作品
- (8) 選定方法
さくら市の市章選定基準により選定する。
- (9) 賞金等
応募のあった作品の中から次の賞を決定し、賞金等を贈呈する。

①最優秀賞(1点)	6万円分の全国共通商品券
②優秀賞(3点)	1万円分の全国共通商品券
- (10) 結果の公表
合併協議会において決定後、合併協議会だより、2町の広報誌、ホームページ等で公表するとともに入賞者へ通知する。

■第4、広報・周知

- ①合併協議会だより第3号(平成16年1月下旬)や2町の広報誌(平成16年2月15日号)において、記事を掲載する。
- ②1月下旬までに協議会のホームページに掲載する。
- ③公募雑誌、新聞社等へ内容を提供し、記事として掲載を働きかける。

■第5、応募作品の著作権等

- ①応募作品に関する一切の権利は、氏家町・喜連川町に、合併後はさくら市に帰属する。
- ②応募作品は返却しない。
- ③採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合や、モノクロ(白黒)で使用する場合がある。

■第6、その他

その他、さくら市の市章選定に関し必要な事項については、氏家町・喜連川町合併協議会において定める。

市章決定の経緯

さくら市の市章選定基準

■ 第1、選定基準等

■ (1) 原則基準

次の作品は、選定候補から除外する。

- ①現在の氏家町及び喜連川町の町章
- ②全国の既存の市町村章及び他商標等と類似するデザイン
の作品
- ③自作でなく、または既に発表した作品
- ④用紙の色が白以外の作品及び白色を含め4色以上の作品
- ⑤モノクロ(白黒)での使用が難しい作品
- ⑥グラデーション(ぼかし、濃淡の段階的な変化)が含まれ
ている作品
- ⑦専用の応募用紙、ホームページからダウンロードした用紙
(A4版白色用紙に印刷)、A4版白紙用紙(縦横15セ
ンチメートルの枠を書いたものを縦長で使用)を使用し
ていない作品
- ⑧デザイン部分が折れ曲がっている作品
- ⑨用紙1枚につき1作品でない作品

■ (2) 選定基準

候補作品については、次の基準のすべてに該当する作品を選定する。

- ①さくら市の名称にふさわしい市章であること
- ②さくら市の基本理念にふさわしい市章であること
- ③市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること

■ 第2、選定方法

さくら市の市章は、幹事会がデザイン等に関し専門的な知識を有する機関に第1次選定を委託し、50点程度に候補の絞り込みを行う。第2次選定については、幹事の他、デザイン等に関し専門的な知識を有する者をアドバイザーとして幹事長が指名し、アドバイザーの助言を参考にして、幹事会で7点に候補の絞り込みを行う。

第2次選定により絞られた市章7作品について、既存の登録商標で同一又は類似のデザインがないか又全国の自治体の都道府県、市町村章についても同一又は類似のものがないかを確認した上で、協議会委員の投票により決定する。協議会の市章選定方法については、各委員が3点ずつ選び、得票の多かった上位3点を次回協議会で報告し、同協議会においてその3点を対象に委員による決選投票を行う。なお、決選投票の結果、同数の場合は両町長の協議によりさくら市の市章を選定する。(入賞作品については、上位4点のうち決選投票で第1位になった作品を除いた3点とする。)

■ 第3、応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、デザイン等に関して専門知識を有する者に依頼し、必要に応じて作品の趣旨を損なわない範囲で修正できるものとする。

■ 第4、選定に際しての留意点

デザインの趣旨については十分留意する。

■ 最優秀作品に選定された理由

- ①ピンクは太陽(昼)、青は月(夜)、互いの町は太陽と月になり、時に眩しく(昼)、時には蒼く(夜)、互いに輝きを競い合い、支え合いながら1日を終え、日々の経過とともに市民は融和し、一致団結して発展するさくら市に相応しい表現となっている。
- ②さくらの花びらがハートの形をしていること、青がさくら色を抱き抱えるように見えることから、親が子を守り、子が親をいたわる慈愛や、他人が互いを思いやる博愛など、人間の持つ本質的な心に訴えかけるものが窺える。

①選定方法	選定方法の確認 平成16年6月24日 第13回合併協議会
②第1次選定	応募作品1,016作品から52作品を選定 選定期間 平成16年6月26日～6月30日 選定作業を委託 委託先 文星芸術大学
③事前学習会	デザインに関して専門的な知識のアドバイス 開催日 8月20日 文星芸術大学 美術学部 林安任 教授
④第2次選定	52作品から7作品を選定 選定日 8月26日 合併協議会幹事会において選定
⑤類似確認調査	7作品について類似確認調査の実施 ・都道府県及び他市町村章 ・他商標との類似調査 調査期間 10月7日～26日 調査を委託 委託先 (株)電通テック
⑥予備選定	7作品から3作品を選定 選定期間 10月29日～11月8日 合併協議会委員の投票(郵送)による選定
⑦本選定	16回合併協議会 予備選結果の報告 3作品から最終候補を選定 決定日 11月17日 合併協議会委員の投票による選定

市章の選定結果(敬称略)

	住 所	氏 名
最優秀賞	山形市	松岡英男
優秀賞	北九州市	東 信慶
優秀賞	熊本市	萱野光俊
優秀賞	つくば市	安 起瑩・山根衣代

市章決定の経緯

類似調査

■ さくら市 市章調査方法

■ 1.都道府県及び市町村の標章に関する調査

全国の都道府県庁より、2004年10月現在の地方自治体のマークの掲載されている資料を収集し、それを基に照会を行った。

■ 2.有名商標に関する調査

日本国周知・著名商標は防護標章として登録されている商標、及び審判・判決において周知・著名な商標と認定された登録商標である。約800の特許庁のデータと照合し、各デザイン案ごとに類似マークの有無を調査した。また、日本有名商標集「FAMOUS TRADEMARKS IN JAPAN」(社団法人 日本国際知的財産保護協会(AIPIPI・JAPAN)が、日本における有名商標と選定したものを収録し、1998年に発行した書籍。約2000点収録。)に掲載されているマークと照合し、各デザイン案ごとに類似マークの有無を調査した。

■ 3.商標登録を受けることができない商標に関する調査

商標法第4条において、公益的な観点から「商標登録を受けることができない商標」のうち、4条1項2号、3号、5号及び17号(パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章(国旗を除く)国際連合その他の国際機関を表示する標章、WHO原産地名、その他経済産業大臣または特許庁長官が指定する登録を受けられない標章(マーク))について、特許庁蓄積データより調査を行った。特許庁にて使用が禁止されているマークが指定されているというわけではないが、公益的にみて、無関係の団体または個人が使用するに好ましくない標章を調査し、各デザイン案ごとに類似マークの有無を調査した。

■ 4.人型及びさくらの形に関する調査

図形により分類してある、特許庁蓄積データと照合し、類似マークを人型及びさくらの形のデザイン案と照合し、各デザイン案ごとに類似マークの有無を調査した。

以上の1の調査は2004年10月現在の各自治体の調査のため今後類似マークが作成される可能性があります。
2～4の調査は2004年10月の登録出願中と登録データより調査していますので今後、類似マークが登録される可能性があります。
また、商標登録されていないマークは今回の調査対象ではありません。



さくらの「さ」をモチーフに、
花びらのハートは市民が互いに思いやる心を持ちつつ
未来へ羽ばたくことを表現し、
その心意気を高らかに謳いあげています。
青は豊かな心と英知により、
自然と調和した発展を表しています。

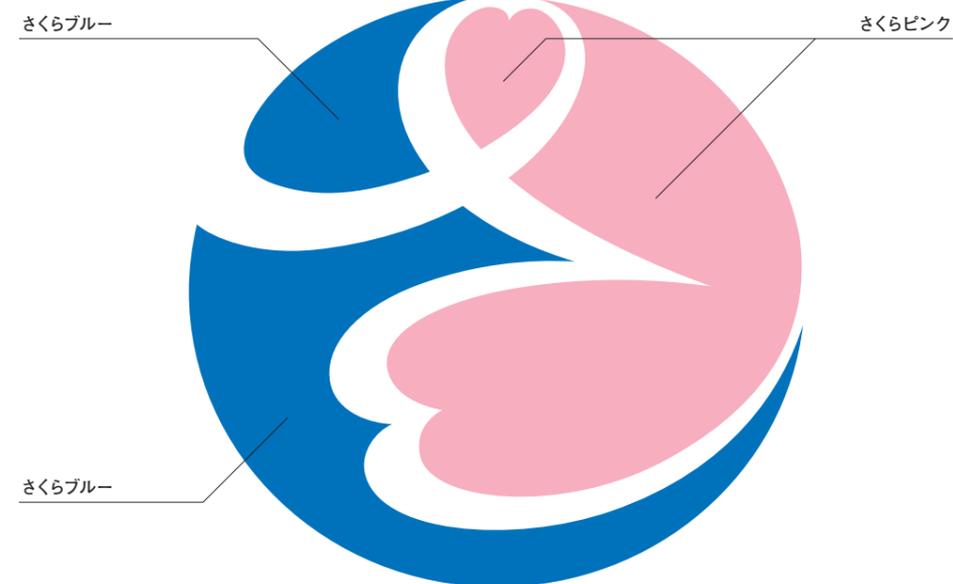


勝山城址公園



桜並木

■ カラー表現



さくらピンク プロセス M39+Y9 RGB R244. G171. B187 DIC 26 (第17版)	さくらブルー プロセス C95+M50 RGB R0. G98. B170 DIC 221 (第17版)
--	---

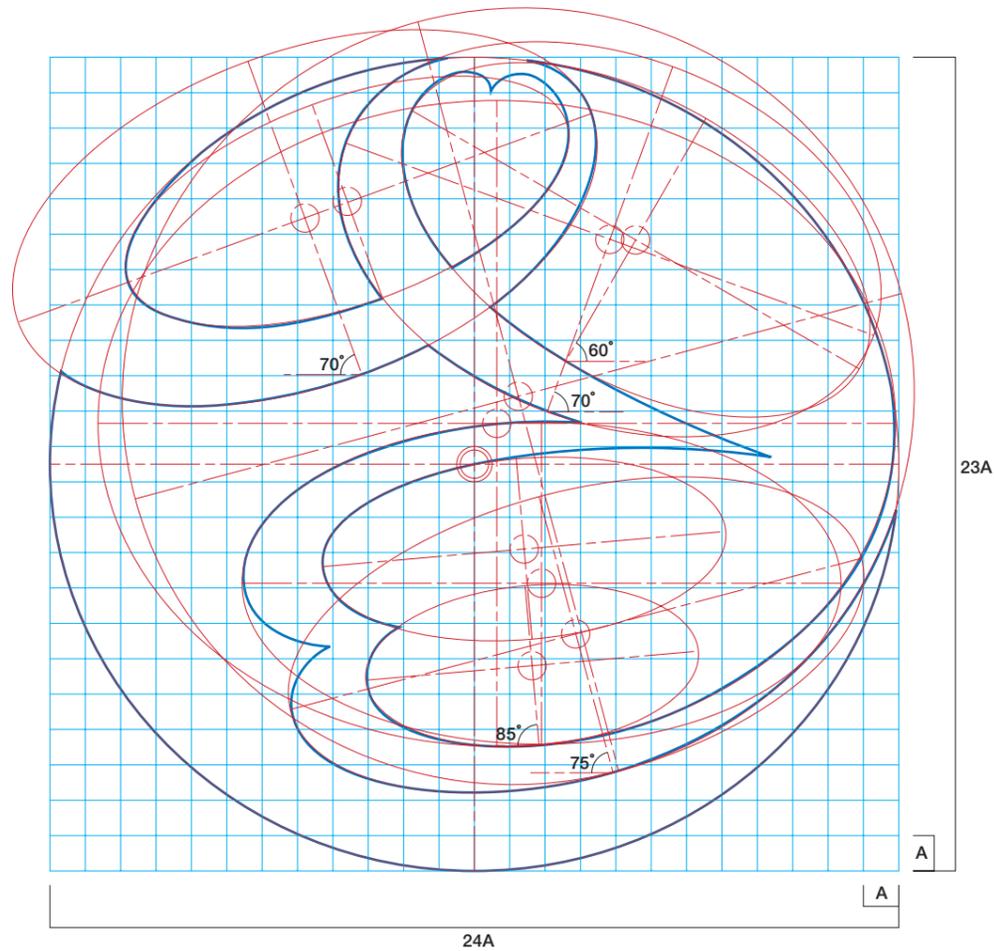
■ モノクロ表現



さくらブラック
プロセス K100
RGB R0. G0. B0
DIC 582 (第17版)

イメージカラーはさくら市を象徴する色として特別に選定された色です。
これらの色は市章をはじめ、各種アプリケーションへのデザイン展開にも使用します。
●再生にあたっては、可能な限りDIC等カラーチップによる色指定をしてください。表記外のカラーチップを使用する場合は、表記のチップ番号を元に、最も近い色を指定してください。

■市章割り出し図



●再生にあたっては、必ずデータもしくは清刷を使用してください。

■バリエーション

さくら市ロゴタイプ

さくら市

(使用書体 フォントワークス-ロダンPlus-DB)

欧文ロゴタイプ

SAKURA

(使用書体 Univers 55 Roman)

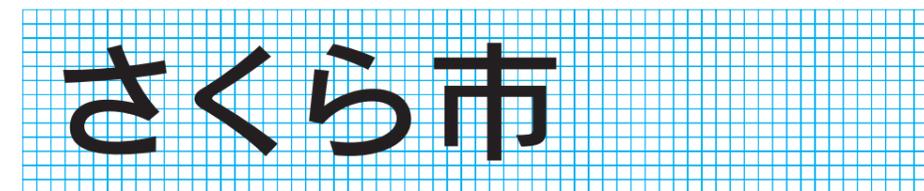


さくらブラック
プロセス K100
RGB R0. G0. B0
DIC 582 (第17版)

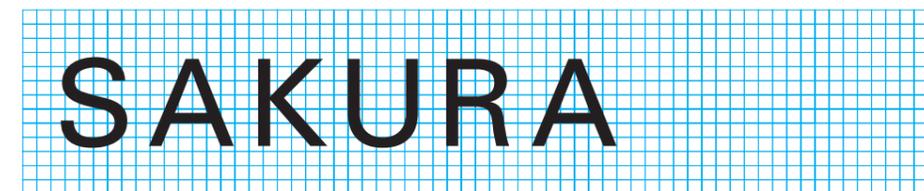
ロゴタイプは、市章と調和するようにデザインされ、読みやすくされています。ロゴタイプは可能な限り市章と一対で使用し、市章がさくら市を表すものであることを示すようにデザインされています。個々の文字のスペースは、マニュアル通りに再生してください。
市章との組み合わせについては、「組み合わせ」のページをご覧ください。
●再生にあたっては、必ずデータもしくは清刷を使用してください。

■グリッドスケール

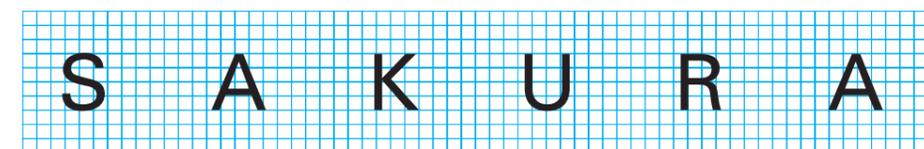
さくら市ロゴタイプ



欧文ロゴタイプ1



欧文ロゴタイプ2



ロゴタイプは、市章と調和するようにデザインされ、読みやすくされています。ロゴタイプは可能な限り市章と一対で使用し、市章がさくら市を表すものであることを示すようにデザインされています。市章との組み合わせについては、「組み合わせ」のページをご覧ください。
●再生にあたっては、必ずデータもしくは清刷を使用してください。

■ 指定書体

和文/フォントワークス-ロダンPlus-L

英文/Univers 45 Light

アイウエオカキクケコサシスセソタチステ
あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと
愛伊右営音楽期区形庫左使数声倉单聴津
ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz
1234567890

和文/フォントワークス-ロダンPlus-M

英文/Univers 45 Light

アイウエオカキクケコサシスセソタチステ
あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと
愛伊右営音楽期区形庫左使数声倉单聴津
ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz
1234567890

和文/フォントワークス-ロダンPlus-DB

英文/Univers 55 Roman

アイウエオカキクケコサシスセソタチステ
あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと
愛伊右営音楽期区形庫左使数声倉单聴津
ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz
1234567890

和文/フォントワークス-ロダンPlus-B

英文/Univers 65 Bold

アイウエオカキクケコサシスセソタチステ
あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと
愛伊右営音楽期区形庫左使数声倉单聴津
ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz
1234567890

指定書体は、住所や部署等表示の際に、デザインの統一を図るために既成の書体の中から選定されたものです。

●フォントワークスの書体等が入手できない場合は、類似の書体で代用してください。ただし、「さ」の形状がつながっている書体を使用してください。

■ 市章とロゴタイプの組み合わせ

市章とロゴタイプの配置は、市章の右側、あるいは下とし、次の配置例に従って使用してください。

タテ配列 横文字組基本形



タテ配列 欧文横文字組



ヨコ配列 横文字組



タテ配列 縦文字組



ヨコ配列 和文・欧文併記横文字組



ヨコ配列 欧文横文字組



市章とロゴタイプを一定のルールのもとに組み合わせたもので、各種表示物に使用します。それぞれのデザイン要素のバランスを考慮して作成された組み合わせですので、これ以外の配置や比率、間隔での組み合わせは原則として禁止します。

●再生にあたっては、必ずデータもしくは清刷を使用してください。

■カラー表現



カラー再生の場合、基本は背景が白でのカラー表現です。背景がグレー（アミ10%ほど）やベージュなどの場合、白と同等とみなしカラー表現を可とします。

■単色表現



カラー単色表現する場合は、表現色に市章のイメージカラーを使用します。基本は単色ベタ100%表現を推奨します。アミ表現を使用したい場合には、カラー表現時のピンク部分には各単色カラーのアミ70%を使用します。カラー表現同様、背景がグレー（アミ10%ほど）やベージュなどの場合、白と同等とみなし正転での使用を可とします。



モノクロ単色表現する場合は、基本はスミ100%表現を推奨します。アミ表現を使用したい場合には、グレー（アミ70%・スミ100%）を使用し、左記のような配色で表現してください。背景がグレー（アミ10%ほど）の場合、白と同等とみなし正転での使用を可とします。



金または銀も使用できます。

■単色表現
（反転）



カラー反転する場合は、イメージカラーを背景に、白抜きで使用します。印刷上の都合で、イメージカラーでの単色表現ができない場合のみ、他の有彩色でも単色表現を可とします。



モノクロ反転表現する場合は、スミ（100%）か、グレー（アミ75%）を背景に、白抜きで使用します。

市章とロゴタイプは正しく使用された場合に、その効果を発揮します。表示にあたっては次の例に従い、統一されたイメージを損なわないように注意してください。イメージとして使用する場合には、トーンを落とした表現等を可とします。ただし、色相・配色の位置は変更しないでください。イメージを損なわない使用を行ってください。

●印刷度数等の関係でフルカラー表現ができない場合のみ、他の有彩色でも単色表現を可とします。ただし、できる限りイメージを損なわないカラー表現で使用してください。

■使用禁止例

次のような誤った使用は、マークの持つイメージや視認性、インパクトを弱め、正常な効果が得られなくなるので、絶対に避けてください。市章・ロゴタイプの表示にあたっては、これらの禁止例を十分理解した上で使用してください。

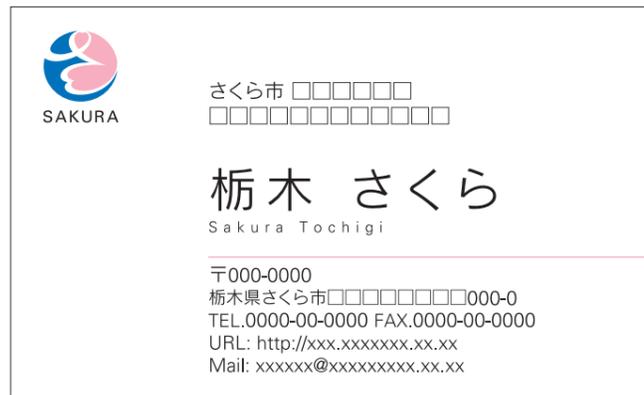


市章とロゴタイプは正しく使用された場合に、その効果を発揮します。表示にあたっては次の例に従い、統一されたイメージを損なわないように注意してください。イメージとして使用する場合には、トーンを落とした表現等を可とします。ただし、色相・配色の位置は変更しないでください。イメージを損なわない使用を行ってください。

●印刷度数等の関係でフルカラー表現ができない場合のみ、他の有彩色でも単色表現を可とします。ただし、できる限りイメージを損なわないカラー表現で使用してください。

■名刺 91×55mm

ヨコ型・表面
(3色刷)



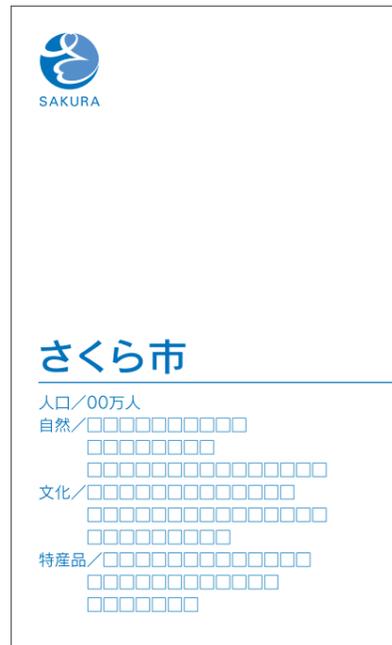
ヨコ型・裏面
(1色刷)



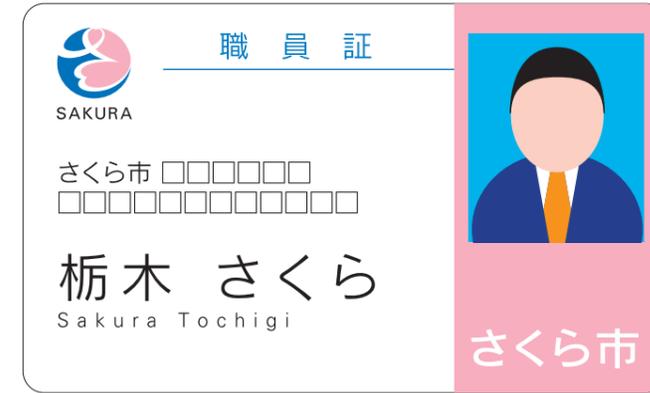
タテ型・表面
(3色刷)



タテ型・裏面
(1色刷)



■名札 91×55mm



■バッジ

彩色有り



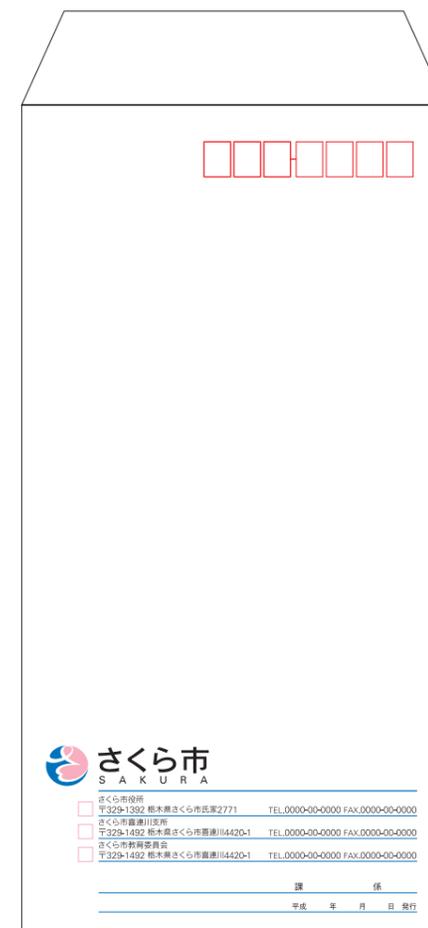
彩色無し



■市旗



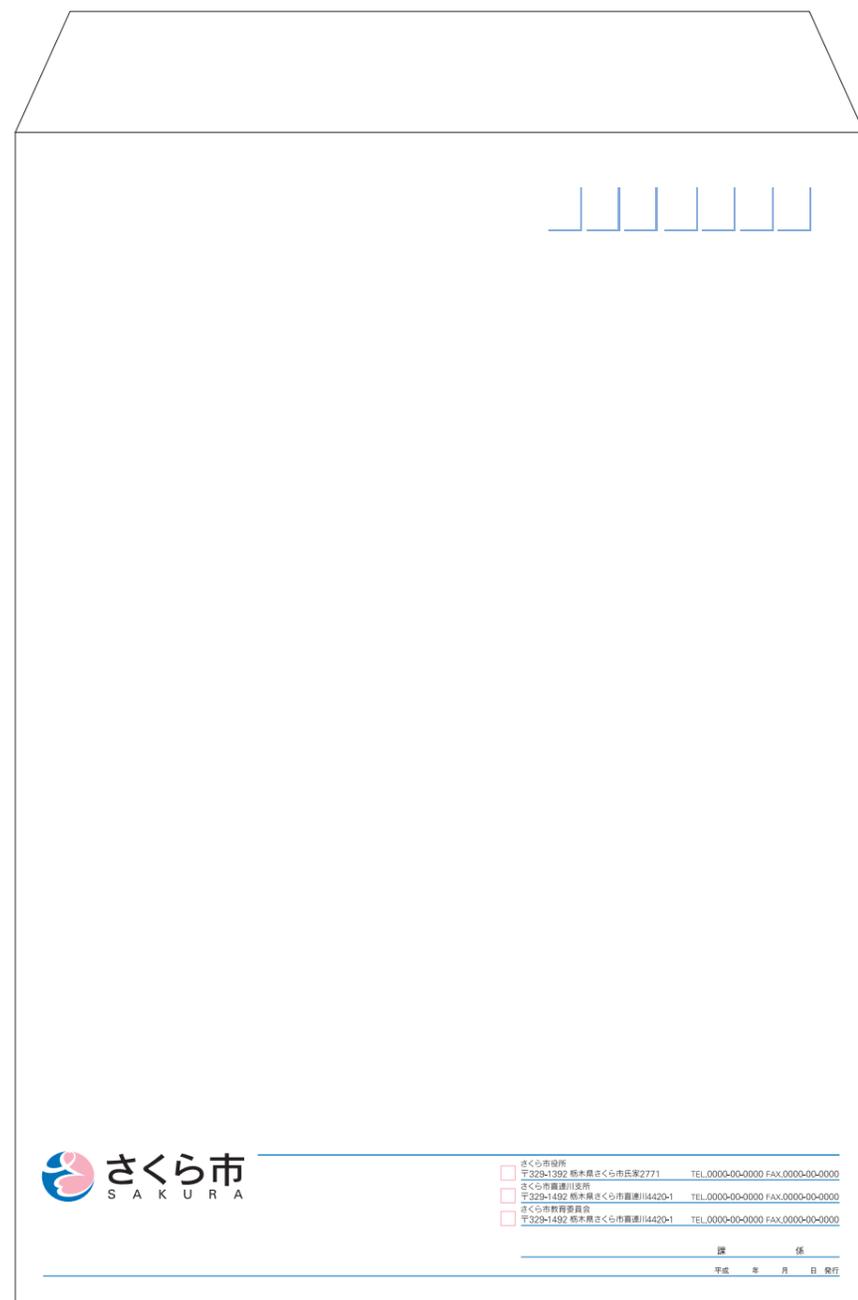
■封筒 (長3) 119×234mm・タテ



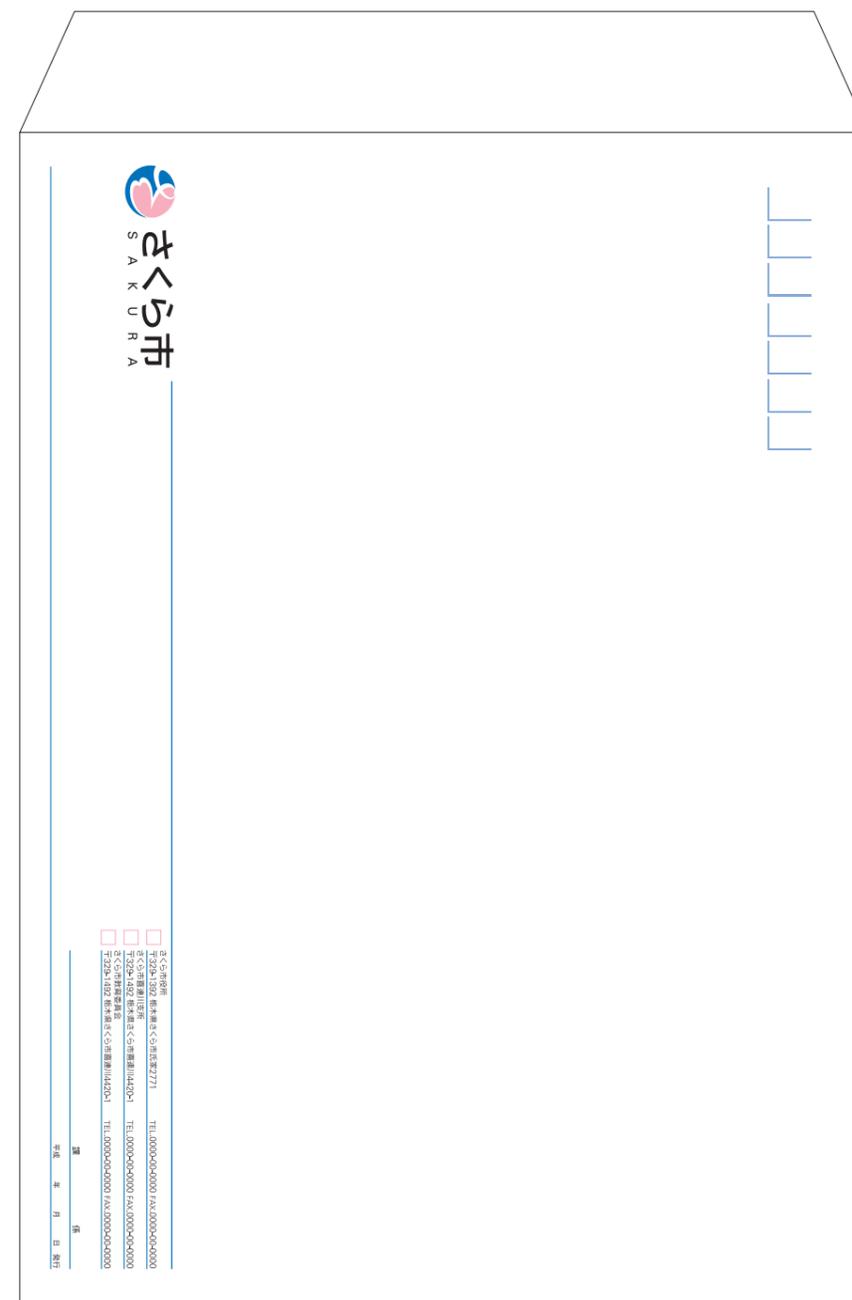
■封筒 (長3) 119×234mm・ヨコ



■封筒 (角2) 240×332mm・タテ



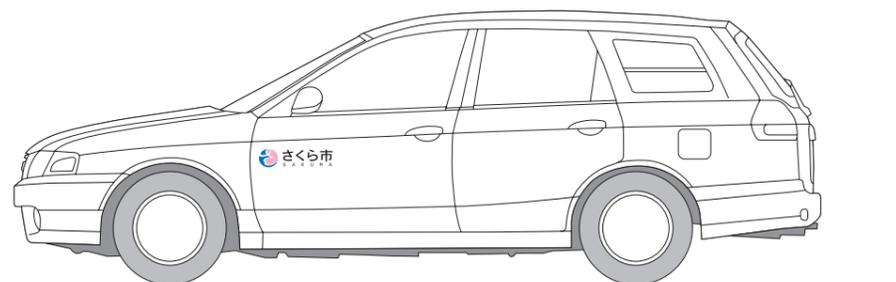
■封筒 (角2) 240×332mm・ヨコ



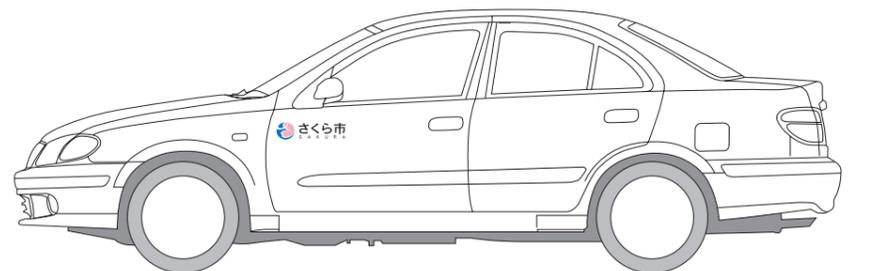
■軽自動車（貨客両用・作業用車両）



■バン（貨客両用・作業用車両）



■普通乗用車（乗用車両）



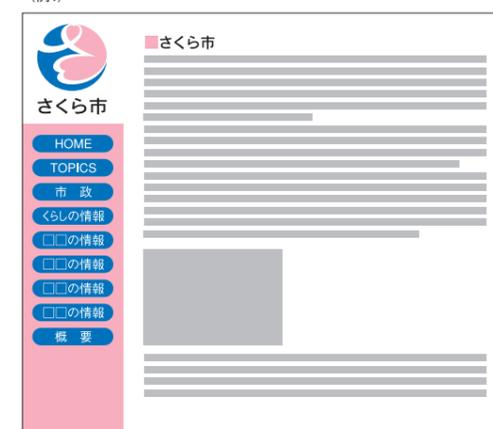
車両に使用するカラーシートや塗料は、カラーシステムで指定されたカラーチップを元に、最も近い素材選定や調色をおこなってください。

■ホームページ上での市章の扱いについて

原則的には本マニュアルの規定に基づき市章を使用するが、ホームページの制作にあたっては、次のとおり使用してください。

- 極力、市章とロゴタイプを合わせて使用してください。
- 市章を使用する際の背景色は自由とするが、同系色はできる限り避けてください。
- 市章のコンセプトカラーが市章表示部分を含む隣接範囲内の広い面積で使用されている場合は、市章コンセプトカラーを背景色とした反転表現も可能とします。
- ホームページ全体では、市のホームページとしてのイメージを損なわないようなデザインにしてください。

(例1)



(例2)





さくら市



さくら市



さくら市



さくら市



SAKURA



SAKURA



SAKURA

 SAKURA

 SAKURA

 SAKURA

 SAKURA



さくら市

S A K U R A



さくら市

S A K U R A



さくら市

S A K U R A



さくら市

S A K U R A



さくら市



さくら市



さくら市



さくら市



さくら市